

平成 24 年度 老人保健健康増進等事業

事業名	民間介護事業者における介護職員等喀痰吸引制度の取組み意向 並びに課題認識に関する調査研究事業
事業の概要	社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、平成 24 年 4 月より介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件の下に喀痰吸引等の行為が実施できることとなった。その一方で、介護事業者側には、医師の指示の問題、事故発生時の賠償問題、吸引器（医療機器）の取扱いなど不安要因も多く、取組みそのものについては消極的な事業所も多い。このため、制度の施行に合わせ、民間介護事業者の介護職員等による喀痰吸引等制度に関する実態把握、取組み意向、課題認識について調査を行い、今後の整備のあり方、課題解決に向けた検討を行う。